⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年７月28日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第５会議室
⑷　入札、開札及び提案書類提出の日時及び場所　平成28年９月２日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第４会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効
・本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
・落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　入札説明書による。なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Kazuyuki Sakata, Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Prize for campaign
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑸　Time limit of tender : By 10 : 00　2 September 2016.
⑹　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section, Customer Service Department, Japan Racing Association, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 28 年７月 14 日
分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部長
栗林　俊朗
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01
1　掲載日　平成28年６月15日（号外政府調達第111号）
2　訂正内容　12ページ１段目10行目「⑵購入等件名及び数量トイレットペーパー7,862,400個」を「⑵購入等件名及び数量トイレットペーパー378,000個」に、12ページ３段目３行目「⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Toilet paper 7,862,400EA」を「⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Toilet paper 378,000EA」にそれぞれ訂正いたします。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年７月 14 日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　成瀬　英治
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇空港滑走路増設北側進入灯橋梁工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇空港地先
⑷　工事内容　共通工、橋梁下部工、橋梁上部工
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月28日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の低減を行う試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、異工種ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち本体工（ジャケット製作・上部鋼管桁製作）の工種を担当する者は「港湾等鋼構造物工事」、それ以外の工種を担当する者は「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、２⑹に示す点数以上の者であること。なお、異工種ＪＶの組合せを３者又は２者とする場合２⑹４）に記載する工種を担当する構成員については代表者になることはできない。
⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹　平成13年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体にあっては、下記㈀かつ㈁かつ㈂の施工実績を有すると共に、下記【イ】に示す客観点数を有すること。
なお、㈀、㈁、㈂に示す工事の施工実績は別件工事でよいものとする。
㈀　45ｔ／基以上のジャケット式海上構造物又は45ｔ／基以上の鋼橋上部（海上橋）を製作・据付した施工実績。
㈁　φ900㎜以上の鋼管杭又はφ900㎜以上の鋼管矢板を作業船を用いて打設した施工実績。
㈂　21ｔ／基以上の鋼橋桁又は21ｔ／基以上のプレキャスト部材（上部床版、Ｌ型ブロック・消波ブロック等）を作業船を用いて据付した施工実績。
（㈂の補足）　「プレキャスト部材の据付」は、クレーン等による吊り上げ作業を行い据付けるものに限る。
【イ】　港湾土木工事の客観点数が1,150点以上、かつ、港湾等鋼構造物工事の客観点数が、1,100点以上の者であること。